

明治前期福島県作成の更正地図

鈴木 芳 行
（ 税 務 大 学 校 ）
（ 租 税 史 料 館 研 究 調 査 員 ）

目 次

はじめに	3
1 福島県地押調査の全体像	6
2 地租改正地引図の作成	15
3 二つの地図作成要領	22
4 更正地図の完成	36
むすび	42

はじめに

地籍図は「土地の一筆ごとの区画、地種、地目、面積、所在地の字名と地番、あるいは所有者などを図の上に示した大縮尺の地図」と、定義される⁽¹⁾。

昭和26年（1951）に制定された国土調査法の第2条第5項では、「地籍調査」を「毎筆の土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地籍に関する調査を行ない、その結果を地図及び簿冊に作成すること」と定義し、地籍調査により作成された地図を「法定地籍図」としている。

地籍調査は翌昭和27年から着手されたが、平成11年度における進行状況は全国調査対象地の43パーセントが調査済である。したがって、法定地籍図も全国で43パーセントが作成されたことになる⁽²⁾。

さて昭和35年に不動産登記法が改正され、その17条で登記所に地図を備え置くことと定めた。これが「公図」であり、「十七条地図」とも呼ばれている。十七条地図には法定地籍図を充てることにしたため、現在、全国登記所で備え置く十七条地図は43パーセントが法定地籍図で占められる計算になる。

明治22年（1889）に土地台帳法が公布され、郡役所・戸長役場に地租賦課のため「土地台帳」「土地台帳附属地図」など帳簿地図の備え置きが義務付けられた。この土地台帳附属地図も地籍図である。ついで同年、郡役所の帳簿地図は収税部出張所に管理替えされて正本と位置付けられ、戸長役場の帳簿地図は副本と位置付けられた。その後、収税部出張所の帳簿地図は、同23年府県直税署分署、同26年府県収税署、同29年税務管理局官制で税務署が創設されると、税務署の管理とされたのである。

昭和25年に土地台帳法が改正され、それまで全国の税務署が備え置いていた土地台帳附属地図は、土地台帳などとともに、同年7月以降、法務府（現、法務局）登記所に移管替えされ、一元管理されることになった。この時点から土地台帳附属地図は「旧土地台帳附属地図」と呼ばれ、昭和36年の不動産登記法改正により、法定地籍図が整備されるまでの間十七条地図に準ずる地図と認められたのである。

したがって、地籍調査による法定地籍図が未整備の場合、十七条地図には旧

土地台帳附属地図が充てられることになり、平成11年度末において十七条地図に占める旧土地台帳附属地図の割合は、57パーセントとなる計算なのである。

ところで旧土地台帳附属地図は、一般的には明治18年（1885）から同22年にかけて大蔵省所管地押調査事業で作成された「更正地図」を根幹としている。更正地図は大蔵省所管「地租改正地引地図」を更正した地図である。明治前期にはこのほかに、やはり大蔵省所管の「壬申地券地租改正地引絵図」、内務省所管の地籍編成による「地籍地図」と、合わせて四つの地籍図が作成された。しかしこれら四つのうちどの地籍図が土地台帳附属地図に充てられたかは、全国一様ではなく府県によっても町村によっても異なるところがあるといわれている。

本稿が論題とする福島県は、土地台帳附属地図は更正地図を根幹としたが、更正地図作成の基礎であった地押調査あるいはそれ以前に行なわれた地租改正などは、明治政府が府県庁に委託した土地調査事業であった。したがってこのような事業の内容を明らかにしようとする際には、事業を直接担当した府県当局の当該期の行政文書を詳細に分析する必要がある。

租税史料館には、現在、福島・宮城・岩手三県の明治前期を中核とする税務関係の行政文書が1500点ほど所蔵されている。この理由は、明治35年に設置された仙台税務監督局が福島・宮城・岩手の三県を管轄区域とし、かつこれら三県の明治前期税務行政文書を受継ぎ、その後、昭和16年仙台財務局、昭和24年仙台国税局と引継がれ、昭和54年に租税史料館の前身の租税資料室に大半が管理替えされたからである。

本稿の目的は、租税史料館が所蔵する福島・宮城・岩手三県の明治前期税務行政文書の中から福島県の地押調査関係文書、とりわけ更正地図に関する行政文書をできるだけ検討し、福島県下の更正地図作成過程とその特色を明らかにすることにある⁽³⁾。

〔注〕

- (1) 佐藤甚次郎『明治期作成の地籍図』古今書院 1986年刊。明治前期作成の地籍図やその変遷に関する知見も総て同書による。

- (2) 国土庁平成11年度調査資料（『朝日新聞』1999年8月19日号）。
- (3) 原史料を引用する場合、明らかな誤字は訂正し、できるだけ常用漢字を用い、句点は筆者が適宜付すことにした。

1 福島県地押調査の全体像

明治政府は明治17年3月15日に、五年ごとの地価改正と税率引下げなどを規定した「地租改正法」「地租改正条例」を廃止し、新たに「地租条例」を公布した。地租条例は、地価改正の際の事前布告、地租に関する法令の整備・体系化、地租改正後の土地異同の訂正などを主な目的としていた。

ついで明治17年12月16日、地租賦課のための基本的な帳簿類を統一的に整備するため「地租ニ関スル諸帳簿様式」を制定し、府県庁、郡役所、戸長役場に備え置く帳簿・地図を定めた。

「地租ニ関スル諸帳簿様式」では、各町村の戸長役場に「土地台帳」を新規に編製し備え置くことにした。しかし土地台帳編製の基本となる地租改正時作成の帳簿・地図に不正確な内容があり、その上改租以来数年間の開墾、地目変換などによる土地の異同は、特別な検査を除き実地検査を行なわなかったため、実地と帳簿・地図の異同の甚だしさは否定できない状況にあった。したがって、実地と帳簿・地図の異同を正す事業として全国統一的な地押調査を実施し、土地台帳制度に向けて基本的な地籍資料を整理することが企図されたのである。

明治18年2月28日、大蔵卿松方正義は主秘第10号「地押調査挙行ノ件」を訓示したが、福島県知事にも「此際適宜期限ヲ定メ、毎町村ニ於テ在来ノ帳簿図面ニ対照シ、一応実地ノ取調ヲナサシメ以テ事実相違ノ有無ヲ申告候様管内ニ諭達シ、予テ犯則ニ陥ル等ノ不幸ナカラシムル様致スヘシ、然ルモ猶該事実ヲ申告セズ不都合ト視認ムル場合ニ於テハ、臨時ニ収税官吏ヲ派遣シテ地押検査ヲナサシメ、以テ地租改正ノ成績ヲ鞏固ニシ、且将来実地ト帳簿トニ齟齬錯乱ナカラシムル様致スベシ⁽⁴⁾」と、地押調査を発令した。

このようにして実施された福島県の地押調査について、まずその全体像をつかんでおきたい。

福島県の地押調査は、明治18年2月にはじまり同21年8月に完了する実に三年半にもおよぶ大事業であった。この福島県地押調査事業の概要は、明治22年3月19日に福島県から大蔵省宛てに報告された次の「地押事業顛末上申

(5)」により明らかにすることができる。

(朱書) 収第二八四号	(朱書) 二十二年 三月十九日	知事 大蔵大臣
地押事業願		

明治十八年二月主秘乾第十号御訓示ニ基キ、同年三月第二十九号ヲ以テ内達、尋テ各郡長ヲ召集シ前県令赤司欽一ヨリ懇篤説示シ、而シテ同年九月実地取調順序及内視等ヲ設ケ之ヲ郡長戸長ニ訓示シ、尚誤解ナカラシメンカ為メ十九年三月主務員数名ヲ派遣、各郡役所又ハ最寄便宜ノ町村へ各戸長及地主惣代等ヲ召集町疇反覆説示セシメタリト雖モ、当時ニ在テハ諭スル処ノ旨趣ヲ体認セス、従来土地取扱ノ弊習ニ泥ミ粗漏ノ取調ヲ以テ万一ノ僥倖ヲ求ムルノ状況アルカ為メ、時機ヲ計リ収税長ハ主務委員ヲ率ヒ、各郡巡回一郡中二、三ノ町村ニ就キ実地ノ成蹟ヲ内視セシメ、旁ラ地押事業ノ演習ヲ施シ郡長及吏員ハ勿論最寄町村戸長惣代人等ヲ会同參觀セシメ、而シテ尚地押ノ旨趣及手續順序等ヲ説明シ人民ヲシテ徒勞徒費ナカラシメサル様注意スヘキ旨ヲ懇諭セリ

其后北会津郡ノ各村ヨリ申告書進達セシヲ以テ、十九年十月該村々へ向ケ数名ノ検査員ヲ派遣シ、之レニ視察トシテ収税長出張、且当時来県ノ大蔵属石川雄次郎ノ立会ヲ以テ第一着ノ検査ヲ年貢町二行ヒシニ、豈図ンヤ其調方粗漏杜撰ニシテ幾多ノ申告洩ヲ発見スルノミナラス、實際惣代人ト唱フルモノニシテ土地ノ経界ヲ弁知セス案内ヲモ為シ得サルノ状況アリ、其他四、五ヶ村ヲ検査セシモ是又同轍ニシテ何レモ再調ノ折柄、時偶々降雪ニ際セルヲ以テ一時之ヲ中止シ、同年十二月下旬ヨリ菊多両磐各郡ニ転シテ検査セシニ、同シク北会津郡ノ轍ヲ踐ミ到ル処再調ヲ命セサルハナシ、其甚シキニ至テハ数回ノ説諭モ水泡ニ帰シ、再三、再四ノ取調ヲ為サシムニ至レリ、故ニ検査数筆ハ検査員一組一日平均二、三十筆ニ過キス、此経験上ヨリ考量スレハ或ハ他郡モ前轍ヲ踐ムノ虞ナキニアラス、果シテ然ラハ仮令幾回ノ取調ヲ為サシメ幾許ノ金員ヲ抛ツモ到底完全ヲ望ムベカラサルニ依リ、更ニ二十年二月事実ヲ具状シ内視費ノ増額ヲ仰キ、且其際尚各郡長ヲ召集前知事折田平内ヨリ督励上須要ノ

件等親ク懇示シ、尋テ同年四月土地整理心得書ヲ添付訓令スルニ督励上ノ要点ヲ示シ、且本庁ヨリ内視委員ヲ派遣セシムルニ付郡役所ニ於テモ委員ヲ派遣之レト協力督励セシムヘキ旨ヲ以テス、而シテ后該委員ヲ派遣内視セシメ己往取調ノ疎漏ヲ責メ将来整理ノ方法ヲ懇諭シ、且其検査タルヤ極メテ緻密ニシテ寸歩ノ土地ト雖モ遺漏アルヲ聴サハル旨ヲ悟ラセシメタリ

折柄、同年五月主務官戸叶正明ノ来県アリシヲ以テ、収税長同行磐城国平地方及西白河郡巡回親シク視察シ、尚ホ調査上ニ関スル諸般ノ協議ヲナシ一層督励ヲ加ヘタリシニ著シク面目ヲ改メ其風遠近一般ニ感染セリ、茲ニ於テ僥倖ヲ求ムルノ弊漸ク釐革シ決然精確ノ取調ヲ為シ、以テ一日モ速ニ檢了ヲ得勞費ヲ省カント欲スルノ念慮ヲ惹起シ、各村競争夜ヲ以テ日ニ継キ拮据勉焉事業ノ進捗ヲ企図スルノ勢トナレリ、此機ニ乗シ郡村吏員モ一層奮勉力ノ及フ限り鞭撻励行セシヲ以テ漸次益々正確ノ取調ヲ為スニ至レリ、而シテ検査員ハ専ラ便捷ヲ旨トシ、晨ニハ星ヲ戴テ出テ終日山野ヲ奔走実地ヲ実査シ、夕ニハ月ヲ踏テ帰り其書類ノ整理ニ従事シ、時ニ或ハ徹夜ニ及ヒ早キモ十二時ノ鐘鼓ヲ聞クニ非ラサレハ枕ニ就カス、孜々亀勉加フルニ漸次技術ノ熟達セシヲ以テ事務著シク進捗シ、其盛ナルトキハ一組一日平均二百筆内外ヲ挙クルニ到リ、申告筆数九十四万余ノ多キニモ拘ハラズ、客年八月三十一日ヲ以テ全管檢了ノ效ヲ奏シ予算ノ旅費数百円ヲ余セリ

蓋シ此好結果ヲ得タル所以ノモノハ即チ内視ノ効益ト検査員及郡村吏ノ勉励トニ外ナラサルナリ、將タ該事業中ハ監督員兩名ヲシテ頻繁巡回セシメカメテ各地ノ平衡ヲ要セシメタルニ由リ、反別丈量ニ地価査案ニ敢テ不服等ノ声ヲ聞カサルハ蓋シ公平無偏ノ原由タルモノト謂フヘキ乎、而シテ再調等ニヨリ民部費用ニ於テ幾分カ徒消ニ属セシハ事実上免レサル処ナルモ、指シタル困難ノ苦情ヲ見ス穩ニ此局ヲ結ヒタルハ実ニ官民ノ幸福ト言ハサルヲ得サルナリ、御参考ノ為メ別紙異動筆数反別租額明細表相添此段上申候也⁽⁶⁾

地押調査の実施参画人員を整理すると、つぎのようになる。

(区 分)	(名 称)
中央官吏	大蔵属 主務官
県庁官吏	県令 県知事 収税長 検査員 主務委員 内視委員
郡役所吏員	郡長 郡吏
戸長役場吏員	戸長 村吏
民 間	地主惣代人 地主

これらの役割分担はつぎのように大別できよう。中央官吏が中央の立場から統一的な事業の指導・監督に従事し、県庁官吏と郡役所吏員が県全体および郡役所単位の地押検査・事業の督励に当たり、調査現場の町村では地主惣代人を中核にして戸長・村吏が地押に従事することになる⁽⁷⁾。

さて地押事業顛末上申は、つぎのような時期区分が可能であろう。

明治18年3月	県下に地押調査の実施を内達し、各郡長を召集説示
〃 9月	地押取調順序・内視などを定め郡長・戸長に訓示
明治19年3月	郡役所・最寄町村において戸長・地主惣代などに説示
〃 3月以降	収税長・主務委員が各郡を巡回し地押を演習、地押調査の旨趣・手続・順序などを懇諭
〃 10月	収税長・大蔵属などが立会い北会津郡年貢町などで最初の地押検査を実施するも失敗
〃 12月	菊多郡・磐前郡・磐城郡の地押検査も失敗に終わる
明治20年2月	内視費の増額実現、郡長を召集懇諭
〃 4月	土地整理心得を定め、内視委員を派遣、地押検査の徹底を懇諭
〃 5月	主務官・収税長の視察、督励。磐前郡平地方・西白川郡をはじめ全管の地押調査が進捗する
明治21年8月	全管検了

福島県の地押調査事業は、明治18年3月から翌年前半期までの準備事務と地押実施の段階、明治19年10月から12月にかけての地押検査着手と失敗の段

階、ついで翌20年2月以降の調査体制建て直しとこれを転機として地押調査事業が急速な進展をみせる段階、といった経過をたどる。

明治19年10月から12月にかけて行った北会津郡年貢町と菊多・磐前・磐城各郡への事業最初の地押検査は、数多くの異同地申告漏れが露見し失敗に帰した。これについては、翌20年4月18日「内視心得」を定めた訓令乙第386号に「誤謬地取調ニ付テハ、向キニ北会津菊多岩城磐前等ノ各郡ニ於テ実地検査ニ着手シ其報告ニヨレハ、惣代人等本事業ヲ等閑ニ付シ、或ハ旧来ノ弊風ニ泥ミ、苟且ノ取調ヲ為シ、往々数多ノ異動地申告洩ヲ発見スルノミナラス、惣代ニシテ地所ノ経界ヲモ弁知セス、殆ント他町村ノモノヲシテ其事ニ膺ラシメタルカ如キノ憾アリ、今此実況ニヨリ之ヲ他ノ郡村ニ徴スルニ其景況大ヒニ相類スルノ傾キアル⁽⁸⁾」とあり、現地で地押の中心となるはずの地主惣代人に地押調査に関する無理解と地押技術の欠如などが認められ、これらが地押検査が失敗に終わった主原因と指摘していた。

福島県では、明治20年4月に「土地整理心得」を定め実施に移すことで調査事業が急速な進捗をみせる。土地整理心得は、地押検査第一着手の失敗を踏まえた上で、次のように「地主惣代人ノ意思ヲ誠実ナラシムル事」「当務者責任ヲ盡スコト」「地主ノ望ニ仍リ地目ヲ定ムルノ弊ヲ除クコト」「土地ノ区域ヲ正スコト」「分裂変換地ニ注意スル事」「開墾地ノ事」「丈量ノ事」と、七項目に分けて注意点を指摘し、地主惣代・戸長の地押調査上の責任を強調して正確な地押の実施を厳命している。

土地整理心得

地主惣代人ノ意思ヲ誠実ナラシムル事

- 一 地押調タルヤ毎地帳簿ト図面ニ照合シ不突合ノ地ヲ調査スルヲ緊要トスレハ、変換ナリ開墾ナリ其他諸般ノ異動地ハ調査洩トナルヘキ筈ナキモ、実際内視及ヒ検査ニ当リ取調落ノ続々発見シ、又ハ毎地ノ区域判然ナラス正当ノ地押ヲ行フヘカラサルモノアルハ、蓋シ惣代人ノ心意尚未タ誠実ナラス、苟且ノ取調ヲ以テ今回ノ事業ヲ了セント欲スルノ弊ナキヲ保セス、苟モ此心ヲ先脱セシメサレハ仮令幾回ノ調査ヲ

為スモ徒勞ニ属スルノミ、故ニ当務者今日ノ急務ハ此嫌惡スヘキ僥倖心ヲ洗脱セシメ、精覈ノ調査ヲ為スハ人民地租條例ニ対スル義務上ニ、所有權利上ニ、再三調ノ費用ヲ抛タサル為メニ、総テ地主自身ノ利益ナルコトヲ了得セシムルニアリ

当務者責任ヲ尽ス事

一 今回ノ取調タル地主惣代人ヲシテ誠実ノ心ヲ以テ精密ノ取調ヲナサシムルニ在リ、総代人ヲシテ誠実ノ取調ヲ為シ整理ニ至ラシムルハ県庁郡役所委員及ヒ戸長等ノ責任タルハ素ヨリ弁明ヲ待タザルナリ、然リ而シテ総代人ノ意思ヲシテ誠実ナラシムルニ大關係アルモノハ町村戸長トス、故ニ各地主ヲシテ将来罪ヲ地租條例ニ得セシムルト否トハ戸長ニ在リ、再三調ノ不幸ヲ招カシムルト否ト亦戸長ニ在リ、戸長ノ責任実ニ大ナリト云フヘシ、然ルニ戸長ニ於テ該取調ヲ漫ニ地主惣代人ニ放任スルトキハ取調ノ精粗何ニ因テカ撰マン、遂ニ明治十八年戊第六十九号達實地取調順序第五条ノ是認ヲ与フルノ根拠ナキノミナラス、郡内地主ヲシテ再三調ノ不幸ニ陥ラシムルニ至ラントス、故ニ専ラ惣代人ヲ督励シ其所為ヲ視察監督シ、僥倖心ヲ生スルノ弊ナク取調ノ好結果ヲ得セシムルコトヲ勉メサルベカラズ

地主ノ望ニ仍リ地目ヲ定ムルノ弊ヲ除クコト

一 實地取調ノ事蹟ニ仍レハ、変換地若クハ畦畔廢除等實際已ニ変換若クハ廢畦セシ地ニシテ将来ノ見込ヲ以テ取調サルモノアリ、譬ヘハ畑ニシテ田ニ変換セシモ早晚畑ニ復シ、又ハ廢除セシ畦畔モ早晚設置ノ積ヲ以テ取調ズト云フカ如シ、是等ハ惣代人ニ於テ取調ノ疎漏ヲ庇護スル口實ニ出ツルモノ少カラザルヘシト雖トモ、要スルニ現状ニ異ナル取調ヲナスカ如キハ今回ノ特典ニ背戾スルノミナラズ、為メニ将来條例違犯者ヲ生スルニ至ルモ知ルヘカラス故ニ、総テ地主ノ希望ニ拘ラス實地ノ現状ニ仍リ取調ヲナサシムベシ

土地ノ区域ヲ正ス事

一 地押ハ毎地ノ区域境界ヲ正スヲ以テ第一トス、区界正シカラサレハ

落地ナリ、開墾ナリ、変換ナリ、畦畔廢設ナリ、地図相違ナリ、反別
 広狭ナリ、何ニ依テカ發頭シ得ンヤ、考フルニ異動地ノ取調漏ト為リ
 タルモノハ概子区域境界ヲ正サルニ由ルカ如シ、故ニ地押ノ際ハ先
 ツ該地四至ノ境界ヲ審査シ、必要ノ場合ニ於テハ四隣地ヲモ調査シ該
 地ノ区域ヲ判明ナラシメ、而シテ之レヲ地図ニ照ラシ之レヲ帳簿ニ照
 ラストキハ、洩地ノ如キ、分裂変換分裂開墾地ノ如キ、反別広狭ノ如
 キ、判然トシテ復隱伏スル所ナカラントス

分裂変換地ニ注意スル事

- 一 全筆ノ変換地ハ地押ノ際發見ニ容易ナルモ、一筆中幾分ヲ変換シテ
 他ノ一筆ニ加ヘタルモノ、如キハ、充分ノ注意ヲ以テ每筆ノ区域ヲ正
 スニ非ザレハ取調洩レト為ルコト多シ、如此土地ハ地主ヲシテ誠實ニ
 申立シメ、尚ホ地図反別等ニ照合シ取調洩無カラシムルコトニ注意ス
 ヘシ

開墾地ノ事

- 一 開墾地ハ変換地ト同シク全筆ノ開墾ハ反頭シ易シト雖トモ、一筆中
 ノ幾分ヲ切り開キ他ノ一筆ニ加ヘタルモノ、如キハ發頭シ難キヲ以テ、
 最モ精密ニ取調ヲ要スヘシ
- 一 開墾地ノ取調洩ヲ發見スルトキハ往々地押ノ後開墾セシ地ナリト陳
 述スルモノアリ、此言タル取調洩レヲ庇護スルノ口実ニ出ルモノ少ナ
 カラスト雖トモ實際此ノ如キノ弊ナキニ非サルヘシ、抑開墾ハ許可ヲ
 得サレバ着手スヘカラサルハ条例ノ旨趣ナルモ、從來往々不都合ノ者
 アルヨリ特別ノ旨趣ヲ以テ取調フル際ナルニ、猶傍ラ此ノ如キ犯則者
 ヲ生スルモノハ他ナシ、地租条例ノ旨趣一般人民ニ貫徹セザルノ致ス
 所ナリ、此ノ有様ニテハ特旨ノ恩典ニ仍リ取調タルモノモ徒勞ニ屬シ、
 何レノ日カ違犯者ナキヲ期センヤ、当務者茲ニ最モ注意シ条例ノ許
 サバル所ハ篤ト人民ニ懇示シ、地押取調後ニ至リ違犯者ノ發頭セザル
 コトニ注意スヘキナリ、畦畔廢除等許可ヲ得テ後着手スヘキ法例アル
 モノハ總テ此例ニ同シ

丈量ノ事

- 一 地盤ノ丈量ハ既往ノ成績ヲ見ルニ曾テ丈量心得書ナルモノヲ下付シタルニモ拘ラス、改租ノ際間々疎漏ナル丈量法ヲ施シタル余弊固結シ容易ニ洗脱セズ、或ハ違法ノ丈量ヲナシ、或ハ粗漏杜撰ニ流レ再調又ハ三調ヲ命シタルモノ数ノ八、九分ニ在リ、豈又甚シカラスヤ最モ今日ニ在テハ充分悔悟シ如此不都合ナルヘシト雖トモ、万一地押上発見ノ如キ夥多ナル異動地ヲシテ尚前日ノ徹ヲ履マシムルアルニ於テハ、手数ノ夥シキ費用ノ多キ人民ノ困難果シテ如何ソヤ、故ニ丈量ハ此際従来ノ弊風ヲ洗滌シ前叙丈量心得書ニ仍リ精密ニ施行スヘシ、抑三斜法ハ丈量ノ最モ精密ナルモノナリ、而シテ猶相違ヲ生スルモノハ概子左ノ項々ニ基因ス、尤モ注意セスンハアル可カラス
 - 一 地盤丈量ノ基礎タル梵天ヲ立ツルニ小屈曲アル地ニ平均繩ヲ施サズ想像ヲ以テ出歩入歩ヲ差引スルコト
 - 二 梵天ヲ立揃ヘズシテ丈量ニ着手スルコト
 - 三 丈量繩ノ伸縮ニ注意セザルコト
 - 四 間未満ノ尺度ヲ量ルニ注意セサルコト
 - 五 間数ノ呼違ヒ聞違ノコト
 - 六 沼田ノ如キ地ニシテ中ニ入ルヲ厭フコト⁽⁹⁾

〔注〕

- (4) 「明治十八年至明治二十二 官省伺上申官省往復決議録郡戸長伺上申郡衙往復各課及出張官往復書抜 全 第一課賦税課」（整理番号昭54仙台1179）。以下整理番号のある史料は、総て租税史料館所蔵。
- (5) 大蔵省主税局では「地押事業顛末」のような地押事業報告書を福島県だけでなく各府県にも求め、上申させた。大蔵省主税局ではこれら上申された報告の内容をまとめ、全国的な地押調査事業の報告書を作成し、「明治十八年地押調査始末」として、明治35年（1902）編纂の『地租関係書類彙纂』に収めた。したがって、全国的な地押調査事業の内容は同書により知ることができる。
現在、この『地租関係書類彙纂』は明治期財政経済研究の基本的文献である『明治前期財政経済史料集成』第7巻に収録、公刊されている。
- (6) 前掲注(4)と同じ。

- (7) 地押は実地を絵図に照合し地番の一番より順次末番まで踏査して、脱落地、地目の相違、土地重複など土地の異同を調査することをいう。地押の具体的な実施方法を次に紹介しよう。

毎村地形ノ広狭ト筆数ノ多寡トニ依リテ一村三名以上ノ惣代人ヲ撰定シ之ニ従事セシメ、其実地ニ就ク一組必ラス三人ヲ要シ、一名ハ地図ヲ取り、一名ハ野帳ヲ携へ、他ノ一名ハ畝札（一筆ごとに字名・地番・地目・反別・所有者を表記した札のこと一著者注）ヲ読ミ上ケルヲ以テ其規ト為ス、而シテ其実査ハ先ツ地図ヲ手ニスルモノ図面記載スル所ノ旧番ヲ以テ何番ト呼ハ、畝札ヲ見ル者直ニ之ニ和シ番号及字地目反別持主ノ姓名ヲ読ミ上ケ、終リテ野帳ヲ取ルモノ復タ字番号地目反別持主ノ姓名ヲ喚ブ、是ニ於テ曩キノ地図ヲ手ニスルモノ絵図面ト実地トヲ対照シ異動ナキトキハ可ト喚フ、若シ異動アルトキハ惣代人毎ニ携フル所ノ旧野帳即改租ニ用ヘタルモノ、或ハ旧藩政ニ於テ用ヘタル検地帳及当時製セシ地図ニ依リ其差異ヲ正フセリ、尤モ実地畝札ノ違違ヒ等ヨリ困難ヲ来スコトアレハ是等ハ当初ニ於テ宜シク注意ヲ要セシナリ、事故地即地目変換遺漏地開墾地等ニ至リテハ、地盤ヲ丈量シ丈量ハ總テ三科法ニ拠、近隣地ノ比準等ヲモ詳細ニ精査シ、漸次如此ニシテ全字ノ地押ヲ完了セリ（「地押成蹟 乾坤」昭54仙台1237）

地押検査は、地押終了後に検査官吏が一定の区域を地押とほぼ同様な方法で実地と帳簿を照合し土地の異同を検査することをいう。この具体的な方法も次に示す。

先ツ視察スヘキ字ノ周圍ニハ紅白ノ小旗ヲ結ヒタル測標又ハ目標トナルヘキ木竹等ヲ建テ字境ヲ分明ナラシメ、而シテ検査員二名、一名ハ絵図面ヲ取り、一名ハ野帳ヲ携へ、惣代人及人夫等之レニ附随シ、丈量器ヲ持ツモノ、野帳ヲ採ルモノ、事故帳ヲ携フルモノ、畝札ヲ視ルモノ、質義ニ答フヘキモノ、各之ヲ部分シ其担当ヲ定ム、是ニ於テ検査員旧番号ニ依リ先ツ旧一番ト唱フレハ、畝札ニ附随スルモノ直ニ之ニ和シ番号地目反別持主ノ姓名ヲ喚フコト最初地押ノ時ト同シ、而シテ野帳ヲ取ルノ検査員ハ右畝札記載ノ番号地目反別姓名ト異動ナキトキハ、其確實ヲ証スル為メ更ニ帳簿ニ向テ番号地目反別姓名ヲ読ミ上ルコト初ノ如シ、此時地図ヲ取ル検査員ハ実地ト地図トヲ対照シ、野帳ニ読ミ上ル所ノ反別ト其広狭及地目ヲ比較シ、差異ナキニ至テ始テ可ト称ス、更ニ旧二番ト喚フ、又畝札ヲ読ミ上ル等前陳ト順序ヲ同フシ、如此視察ヲ為シ実地ヲ踏査シ、地形及屈曲方仕長短耕地ノ縦横等渾テ絵図面ニ対照シ、差異アル者ハ微細ト雖トモ借サス尽ク之カ訂正ヲ命セリ（同上）

- (8) 「明治二十一年一月 決議録 誤謬土地整理委員」（仙台研修所所蔵史料）。
- (9) 「明治二十年 決議録 収税部賦税課地租」（昭54仙台No.1181）。

2 地租改正地引図の作成

地押の目的は、実地と帳簿・地図を照合してその異同を正すことにある。その際に照合の対象となる地図は、地租改正の際に作成された地租改正地引地図を指す。実地と帳簿と地図を照合して、実地と帳簿が符合し、地図に符合しない場合には地図を訂正することになる。あるいは地図が極めて不正確であったり地図自体が存在しない場合には、新製することになる。

したがって地図更正の前提となる福島県の地租改正と同地引地図について知る必要がある。

福島県は明治9年8月に磐前県と若松県を合併したが、このときに磐前県には明治4年以降一時宮城県に属していた宇多郡谷地小屋村ほか八ヶ村地域も含まれていた。地租改正は政府による府県依託の事業であったから、地押調査開始時の福島県には、旧福島県・旧若松県・旧磐前県・旧宮城県と四つの異なる地租改正実施地域が存在したことになる。この旧県域を郡別に示すとつぎのようになる。

(名 称)	(郡 名)
旧福島県	信夫 伊達 安達 安積 岩瀬 西白川
旧磐前県	東白河 石川 田村 磐前 岩城 菊多 檜葉 標葉 宇多 行方
旧若松県	南会津 北会津 大河 河沼 耶麻
旧宮城県	宇多郡谷地小屋村ほか八ヶ村

この四つの旧県域の地租改正事業の精粗と同地引地図の精粗および更正地図新製の概要については、つぎのように報告されている。

郡別又ハ一地方限り地租改正ノ精粗如何

本県ノ地租改正ハ旧磐前若松及福島宮城ノ四県ニ於テ整理セシヲ以テ其成績同カラス、今之ヲ大別スレハ福島県ノ所轄（岩代国信夫伊達安達安積岩瀬ノ五郡及ヒ岩城国西白川郡）ハ精覈ニシテ、磐前（岩城国東白川石川田村磐前岩城菊多檜葉標葉宇多行方ノ十郡）、若松（岩代国南会津北会津大沼河沼耶麻ノ五郡）、宮城県ノ所轄（岩城国宇多郡ノ内谷地小

屋村外八ヶ村ナリ）ハ粗漏ナリ、宮城県ノ改組事業ハ（明治六年ニ着手）六年ノ改正、磐前県改組ノ事業ハ（明治六年ニ着手）八年ノ改正ニシテ事業創始ノ際ニ係リ、其竣功ノ早カリシカ為メ調方精密ナラサリシモノナラン、若松県ノ事業ハ（明治七年ニ着手）八年ノ改正ニシテ其成績前二県ニ比スレハ稍密ナリ、福島県ノ事業ハ（明治七年ニ着手）九年ノ改正ニシテ前ノ三県ニ比スレハ実ニ精覈ナルヲ覺フ、是即チ着手ノ遅カリシ為メ調査ノ順序等慎重ヲ加ヘ事業ニ從ヒ整理セシニ由ルモノナラン

改組当時調製セル絵図面ノ精粗

本項絵図面ノ調製モ亦福島県ノ所轄ハ明覈ニシテ、若松県之ニ亜キ、磐前宮城ノ両県ニ係ルモノハ粗略ナリ、福島県ノ絵図面ハ大約分間取ニシテ、田地ハ畦畔線ヲ画シ、広袤屈折等其地形写シ得テ明晰ナリ、而シテ二、三ノ部落ニ見取図之アリト雖モ亦調製方綿密ニシテ実地ト能ク符合セリ、若松県ノ所轄ハ過半見取図ニシテ分間取ハ稀ナリ、其見取図ハ実地トハ稍吻合シ地形ヲ証スルニ足レリ、磐前県ノ所轄ハ大約見取図ニシテ殊ニ粗漏ヲ極メ、実地ト対照スルニ地盤脱落シ或ハ位置転倒セリ、中ニハ席上想像ヲ以テ製シタルカ為メ紙面ニ楯円状ヲ排列セシマテニテ、現形ノ如何ヲ証スルニ由ナシ、故ニ該地方ハ毎町村ヲ挙テ分間取ヲ以テ新図ヲ調製セシメタリ、然レトモ其調製ノ時期早カリシ為メ二十年六月ノ訓令ニ照拠調製セシモノニアラス、宮城県ノ所轄タリシ谷地小屋部落ハ其粗漏磐前県ニ一層ヲ加ヘ一モ証左トナスヘキモノナシ、由テ是亦悉皆分間取ヲ以テ新図ヲ調製セシメタリ⁽¹⁰⁾

つまり旧福島県の地租改正が一番正確で、地租改正地引地図も大半が分間法による正確な地図が多く、旧若松県が旧福島県について正確であるものの地租改正地引地図は過半が見取図で分間図は稀であること、旧磐前県・旧宮城県の地租改正は比較的早い時期に行われたため不正確で、同地引地図も見取図が多く不正確な地図で占められており、そのため旧磐前県・旧宮城県地域では更正地図を新製したことが判明しよう⁽¹¹⁾。

ところで福島県の地押調査が軌道に乗り出した明治20年4月頃から6月頃にかけて、地図の調製方法について各郡役所から県庁へ照会などが殺到した。その主な照会事項を県庁の回答とともにつぎに示そう⁽¹³⁾。

(ア) 図面調製上之義照会 二十年三月十四日 西白河郡衙

乙第三〇五〇号

当郡内釜子村外十二ヶ村地租改正字限図面不完全ノ廉有之候ニ付、曾テ分見絵図新規調製之義雛形相添出願之処願之通御許可、然ルニ僅少ノ地所ハ図面区画狭少ニシテ番号記入難相成候ニ付、別紙略図之通符号ヲ付シ区画外へ番号記入可然乎否、至急御回答有之度此段及御照会候也

収第一三六七号

去ル十四日付乙第三百五十号ヲ以テ図面調製上ノ義ニ付御照会之趣了承致候、右ハ事実不止得義ニ付御見解之通調製スルモ差支無之義ト存候、此段及御回答候也

(イ) 地押ニ際シ在来ノ地図ニ異動ヲ生シ訂正ノ件照会 二十年四月二十八日 石川郡衙

石第五二八号

地押ニ際シ在来ノ地図ニ異動ヲ来シ訂正シ得ヘカラサルモノハ分見図新調製致候処、少歩数ニシテ図積狭隘ナルタメ番号等級地目反別等記入難致分モ有之、該図面之義ハ地盤ノ形状ヲ明カニスルニ止リ、反別等級等ノ如キハ帳簿ニ明瞭ナルモノニ候得ハ、単ニ番号地目ノミ記入為致可然哉、右ハ改租ノ際調製セシ図面ト異ナルニ付一応及御問合候条、目下差掛リ候義ニ付至急御回答相成度候也

賦第一二一号

客月二十八日付石第五二八号ヲ以テ絵図面記載方御照会之趣了承致候、右ハ図積狭隘ニシテ記入難致分ハ御見込ノ通記入シ、而シテ余白へ該番号及ヒ等級地目反別等ヲ記入相成候テ可然ト存候、此段及御回答候也

(ウ) 地押ニ際シ地租ノ件照会 明治二十年五月七日 安達郡衙

往第三四二号

地押ニ際シ地租改正ノ調上粗漏ノ為メニ畦畔ノ符合セサルモノ往々有之、之ヲ調視ルニ地価牒又ハ埜取牒ノ書損、絵図面ノ違等ニシテ全ク畦畔ヲ廢設シタルモノニ無之、之ヲ悉ク丈量スルトキハ数百筆ニシテ容易ナラサル村方有之ニ付、実地ト牒簿或ハ実地ト図面符合シー方ニ於テ符合セサルモ其一方ヲ訂正致サセ悉ク丈量為サバルハ不相成義ニ候哉、果シテ然ルトキハ每筆反別ノ増減ヲ生スヘキニ付、取調方ハ畦畔廢設ノ部ナルヤ又ハ反別誤謬ノ部分ナルヤ疑義相生シ候ニ付、至急御明示相成度此段及御照会候也

賦第一五五号

去ル七日付往第三百四十二号ヲ以テ地押ニ際シ畦畔ノ符合セサル云々御照会ノ趣了承、則チ左ニ

絵図面ト実地ト符合シテ丈量帳ノ符合セサルハ、其丈量帳ノ訂正ニ止メ可然候

丈量帳ト実地ト符合シテ絵図之符合セサルハ、其絵図面ヲ訂正ニ止メ可然^(ママ)哉

絵図面ト丈量帳ト符合シテ実地ノ符合セサルハ、畦畔廢除ノ例ニ拠リ取調可然哉

右及御回答候也

(エ) 地押ニ際シ図面調製ノ件ニ付照会 二十年
五月十二日 安達郡衙

収第九二号

今般地押ノ為メ絵図面新調ヲ要スル村往々有之候処、其色彩之義改租之際ニ則リ彩色候ハ勿論ト存候得共、旧磐前県ト福島県トハ両様ニ相成居候様相見候得共、今ニシテ新調スルモノ旧ニ拠リ候テハ却テ区々相成候様考量候ニ付、如何ナル彩色ヲ用ヒ新調為致可然哉、其彩色方毎種目至急御明示相成度此段及御照会候也

賦第二五〇号

去ル十二日付収第九二号ヲ以テ新調絵図面彩色之義ニ付御照会ノ趣了承致候、即チ在来福島県ニ於テ相用候凡例別紙及御送付候間御取扱相

成度此段及御回答候也（別紙記載ナシ）

(オ) 新調絵図面之義照会 明治二十年
五月三十一日 田村郡衙

収第一八二号

地押事件ニ付郡下各村絵図面新調スル向往々有之目下着手中ニ有之候処、
図面耕地一筆ノ内ニ田畑枚数ヲ記入スルトキハ一目瞭然之様考量候得共、
分見法ヲ以テ一々掌大之田畑枚数ヲ画入候テハ、本県ノ如キ地勢ニ依リ
或ハ却テ煩雜ノ恐有之、且ツ其手数費用モ不容易次第ニ付、当初改租ノ
際モ別段明文モ無之様相見候条、右ハ可成記入セシムルモ其村々ノ便宜
ニ任セ差支有之間舗哉、折返御回答ヲ煩度此段及御照会候也

賦第三八四号

客月三十一日付収往第一八二号ヲ以テ新調絵図面へ枚数画ヲ入之義ニ
付御照会之趣了承、右ハ御見込通ニテ可然候条此段及御回答候也

(カ) 図面彩色之義ニ付照会 二十年
六月二日 田村郡衙

収往第一八五号

過般御照会ニ及候未賦第二五〇号ヲ以テ絵図面片側御差示相成目下夫々
着手中ニ有之候処、左ノ項目聊疑團相生シ候条至急何分ノ御回答相成度、
此段及御照会候也

第一項 片側中宅地色分無之候得共耕地同様色分可然哉

第二項 片側中堤塘之色分無之ニ付便宜取設可然哉

第三項 片側中山野原野トアルハ官有ノ分官有セサル義ニ可有之哉

第四項 総テ片側外ノモノ有之トキハ便宜相定差支無之哉

賦第四〇二号

去ル二日付収往第一八五号ヲ以テ絵図面凡例之義ニ付御照会之趣了承
致候、左ノ通ニテ可然候条此段及御回答候也

第一項 御見解之通

第二項 左ニ

● (円周=朱色 一筆者注) 堤土手
 円内=薄墨色

(第三項 記載ナシ)

第四項 御見込ノ通ト雖トモ御所轄内一定ノ凡例ニ致度候

(キ) 地図調製之義照会 明治二十年
五月三十一日 岩瀬郡衙

往第七七号

土地台帳調製地押ニ際シ図面更正之義ニ付先般当郡書記出県御協議ニ為及候处、其旨意ハ実地ト図面ト周囲之屈曲甚鋪齟齬スルモノ夥多ニシテ、之レカ付箋等ヲ以テ訂正スルモ将来錯乱之虞アルニヨリ、此際分見法ヲ以テ字限り図面ヲ調製完全無欠ノ絵図面備置致度段申出之村方有之、就テハ調査ニ便宜ノ為メ該図へ畦畔線ノミヲ記入斜勾ハ
記載セス 調製シ、而シテ其更正出願セシメ候モ御差支有之間鋪哉否、折返御回報有之度此段及御照会候也

賦第三九九号

去ルー日付往第七七号ヲ以テ地図調製方御照会之趣了承致候、右ハ御見込之通何等差支無之候、此段及御回答候也

これらを地図調製方法に限り整理すると、大略つぎのようになるであろう。

(ア) 新調図面の地所区画が僅少のため番号の記入方法について問い合わせ

(答：区画外に記入)

(イ) 新調図面の図積が狭隘のため番号・地目などの記入方法について問い合わせ

(答：余白に記入)

(ウ) 実地と丈量帳と絵図面を照合して絵図面が不照合の場合訂正方法問い合わせ

(答：絵図面を訂正)

(エ) 新調図面の彩色を旧福島県と旧磐前県のどちらの方式を採用するか問い合わせ

(答：福島県方式)

(オ) 新調図面に掌大の田畑枚数画き入れ方法について問い合わせ

(答：便宜に任す)

(カ) 新調図面の色分けと彩色方法の問い合わせ

(答：伺いの通り)

(キ) 図面新調につき旧図に畦畔線画き入れの可否

(答：可)

これらは大部分新製図に関する調製方法の照会であるが、(ウ)(キ)は地図の訂正に関する照会である。地図を訂正する場合には、つぎのように総て

「張紙」を用い「懸紙」として行なう決まりであった。

問 地図訂正ハ二十一年甲第二百五十号達ニ拠リ渾テ張紙ヲ以テ為スヘキ筈ナルモ開墾及官地払下ノ如キハ概シテ其幾分ニ過サルヲ以テ直ニ訂正セハ図面ノ体裁ニ傷ケス且ツ手数モ相省ケ両全ノ都合ニ付右ニ取扱度尤モ其廉ハ沿革ヲ明瞭ナラシムルタメ訂正ノ二字ヲ朱記シ置可然ヤ

又張紙訂正ハ懸紙ヲ以テスル方旧形ヲ見ルニ便ナルモ他日散逸ノ嫌ヒアレハ両端ヲ糊着シ可然ヤ

答 二項トモ意見ノ通⁽¹³⁾

〔注〕

(10) 明治22年1月11日「地押検了取調ノ件伺」（出典は注(6)に同じ）。

(11) 地租改正の精粗を見分ける方法、新製図と地押の関係について、明治18年6月29日「各郡長招集ニ付演達之旨趣取調ノ件」（注(4)所収）では、つぎのように指摘している。

地租改正調査ノ精粗ヲ区別スルニハ概子左ノ諸項ニ注意スヘシ

- 一 製図ハ^{一村全図若クハ字限り}分間法又ハ見取法ニ依リ一村ノ周囲ヲ図シ、次テ耕宅地^{一筆}山林原野ノ類ヲ登載シタルモノ
- 二 土地ノ丈量及製図等ノ技術ニ熟練ナル者ヲシテ従事セシメタルモノ
- 三 該地ノ地形ハ平坦ニシテ山嶽ナク随テ地目ノ變動稀ナルモノ
- 四 一村全図若クハ字限り図トモ調整セサリシカ又ハ其極メテ疎略ナリシモノ
- 五 土地ノ丈量及製図製帳等ハ他町村ノ者ニ請負ハシメ、地主惣代人ハ實際関係セサリシモノ、又ハ地主惣代人ニ於テ全部若クハ幾部従事セシト雖トモ、其惣代人等技術不熟練ナリシモノ
- 六 該地ノ地形ハ山部若クハ川沿ニシテ地目ノ變動頻繁ナリシモノ從前字限り見取絵図ナキ部分ハ此際該絵図ヲ製調セシムルヲ要ス、但更ニ精密ナル地押ヲナスヘキ部分ハ該絵図製調ノ上地押ニ着手セシムヘシ

(12) 前掲注(4)と同じ。

(13) 「明治二十二年 決議録」（昭54仙台1182）。

3 二つの地図作成要領

郡役所などからの地図に関する問い合わせなどが多くなると、福島県当局は、明治20年6月中旬「調理上区々相成候テハ不都合」の見地から、それまでの郡役所からの照会などを集成し、つぎのように県独自の地図調製要領「絵図面調理問答書」を作成、県官および各郡役所に発令した。

絵図面調理問答書

- 問1 旧福島県管轄ノ地方ハ字限り図ト野取図トアリ何レモ分間図ナリ、然ルニ村落ニ因リ野取図ハ見取ニシテ往々誤脱セリ、依テ甚シキ誤脱ノモノハ新調シ一部分ノモノハ覆紙訂正スルノ見込
- (答) 新調ニ及バス、字限り図ニ畦畔線記入、野取図兼用ナサシムベシ、尤覆紙訂正ハ御見込ノ通り
- 問2 字限り図又ハ野取図更正スルトキハ其廉々訂正方出願スヘキハ勿論ナルヤ
- (答) 然リ
- 問3 字限り図ニハ番号種目反別等記入セシモノト、番号ノミト二様アリ、今回甚シキ誤脱ノ為メ図面新調スルモ従前之通り調製ノ積リ
- (答) 成ヘク番号種目反別等記入シ、若シ区画狭少ニシテ記載難キモノハ番号ノミニテ余白ニ種目反別等記入シタシ
- 問4 開墾又ハ地目変換等ニ因リ水田トナリシモ該願届書ニハ畦畔線及枚数記入ノ式ナシ、然レハ改正后目今迄変換ニ係ルモノハ畦畔線枚数等ヲ知ルニ由ナシ、之レ等ハ如何スベキ哉
- (答) 追テ書式更正ノ筈ナレバ、先以テ今回ノ願届ニ附属ノ野取図ニ畦畔線及番号ノ下ヘ枚数記入セシメタシ
- 問5 旧磐前県管轄ニ属スル各郡ニハ字限り図ノミニテ野取図ナシ、其字限り図モ多クハ見取ナレバ不合ノ廉多々ニテ、今回更ニ分間又ハ見取ニテ調製ノモノアリ、右図中畦畔線記入スヘキヤ
- (答) 畦畔ヲ記入セサルモ差支ナシト雖トモ、可成記入スルヲ可トス

問6 字限り図新調セハ現在種目ニ因リ調製セサルヲ得ス、然ルトキハ合筆分裂等ノ番号ハ、合筆ハ何番何番、分裂ハイロハ号、落地ハ隣地ノ甲乙又ハ末番号記入シ可然哉

(答) 御見込之通

但落地ニイロハ号ヲ付記セシモノハ更ニ訂正ニ及ハス

問7 番号ニ甚シキ飛番アリテ、這回更ニ番号ヲ更正スルトキハ新調絵図ニハ新番号記入スヘキヤ

(答) 御見解ノ通、尤旧番ヲ朱書新番ヲ墨書シテ番号訂正出願セシムベシ

問8 地押調ニ対シ地籍図ハ功力ノアルモノナルヤ

(答) 地籍調ニ関係ナシ

問9 一村全図ハ訂正セサルモ差支ナキヤ

(答) 道路換線其他等一村全図ニ及ホスモノハ訂正ナサシム

福島県独自の地図調製要領を作成した理由は、各郡役所からの多岐にわたる照会事項と回答を統合・提示し、県全体として更正地図調製上の不統一を避けることにあったことはいうまでもない。

いまひとつの理由は、地租改正・同地引地図の精粗の項や上記照会事項の(エ)や絵図面調理問答書の問1、問5などからも判断されるように、合併編入した旧磐前県・旧若松県・旧宮城県域では、地図を新製することが多く、地図調製方式には正確な地図の多い旧福島県方式を適用して、新製更正地図は旧福島県方式に全県統一的に掌握する意図があったためと考えられよう。

さて福島県では絵図面調理問答書の発令直後の明治20年7月13日に、同年6月20日付大蔵省による全国的な地図調製要領である「町村地図調製及更正手続」を、訓令甲第二五〇号として各郡役所に発令した。

町村地図調製及更正手続が大蔵省から福島県に交付された後、県内に発令するまで約三週間もの日数を要している。

この遅延理由は、つぎに示す文書中に「今後地図ヲ更正スルモノハ別冊準例ニ憑拠セシムヘシ」としながらも、「但目下地図更正ニ着手セサル地方ト

雖トモ到底更正ヲ必要トスル町村ハ漸次更正ニ着手セシムヘシ、尤モ従来ノ地図別冊準例ノ旨趣ニ齟齬セサルモノハ更ニ調製スルヲ要セス」とあることから判断すると、県独自の地図調製要領と全国的な地図調製要領とを考慮し、準例の趣旨に適合する場合は県独自の調製方法で構わないとの結論を得るまで時間を要したからと考えられる。

つぎに、訓令甲第二五〇号の全文を示そう。

訓令甲第二百五十号

郡役所
戸長役場

地租改正之際調製セシ町村地図ハ、各地方便宜ニ任セ一定ノ式ナク且技術不慣熟ナル人民ノ手ニ成リシモノナルカ故ニ、概ネ一筆ノ広狭形状等実地ニ適合セス、或ハ脱漏重複又ハ位置ヲ転倒スル等不完備ヲ免カレサルモノ多キニ居ル、加之地租改正以後十余年間頻繁地目ノ異動アルモ地図ハ改正ヲ加ヘサルモノアルカ為メ、目今ニ至リテハ頗ル錯雜ヲ極メ実地ト齟齬スルモノ夥多ニシテ到底地図ノ用ヲナス能ハサルヨリ往々地図更正ニ着手ノ町村アリ、一体地図ハ各町村ノ実況ヲ詳カナラシムルモノニシテ地租ノ調査上ハ勿論土地百般ノ徴証ニ欠クヘカラサルモノトス、依テハ今後地図ヲ更正スルモノハ別冊準例ニ憑拠セシムヘシ

但目下地図更正ニ着手セサル地方ト雖トモ到底更正ヲ必要トスル町村ハ漸次更正ニ着手セシムヘシ、尤モ従来ノ地図別冊準例ノ旨趣ニ齟齬セサルモノハ更ニ調製スルヲ要セス（別冊準例ハ別ニ配付ス）

明治二十年七月

知事

第三八九〇号

地租改正ノ際調製セシ町村地図ハ、各地方ノ便宜ニ任セ技術不慣熟ナル人民ノ手ニ成リシモノナルカ故ニ、概ネ一筆ノ広狭形状等実地ニ適合セス、或ハ脱漏重複又ハ位置ヲ転倒スル等不完備ヲ免カレサルモノ多キニ居ル、加之地租改正以後十余年間頻繁地目ノ異動アルモ地図ハ改正ヲ加ヘサルカ為メニ、目今ニ至リテハ頗ル錯雜ヲ極メ実地ト齟齬スルモノ夥多ニシテ到底地図ノ用ヲナス能ハサルヨリ往々地図更正ニ着手ノ地方ア

リ、一体地図ハ各町村ノ実況ヲ詳カナラシムルモノニシテ、地租ノ調査
上ハ勿論土地百般ノ徴証ニ欠クヘカラサルモノトス、依テハ今後地図ヲ
更正スルモノハ別冊準例ニ憑拠スルモノトス

但目下地図更正ニ着手セサル地方ト雖トモ到底更正ヲ必要トスル町村
ハ漸次更正ニ着手スルヲ要ス、尤従来ノ地図別冊準例ノ旨趣ニ齟
齬セサルモノハ更ニ調製スルヲ要セス

右内訓候也

明治二十年六月廿日

大蔵大臣伯爵松方正義

折田福島県知事殿

(別冊)

町村地図調製及更正手續

- 第一項 地図ヲ調製スルニハ別紙町村製図略法ニ拠ルモノトス
但シ従来ノ分間法等ニ拠ルモ便宜タルヘシ
- 第二項 地図ハ村図字図ノ二種ヲ製スルモノトス、村図ニハ(イ)号雛
形ノ如ク每字ノ地形ヲ画キ、字図ニハ(ロ)号雛形ノ如ク毎
筆ノ地形ヲ画クモノトス
- 第三項 市街地ハ全市街ヲ数区ニ区画スルカ、若クハ一町毎ニ(ハ号
雛形ニ倣ヒ其地図ヲ調製スルモノトス
- 第四項 地図ハ(イロハ)号雛形ニ依リ其符号及書式ニ従ヒ調製スル
モノトス
- 第五項 町村図ハ五間ヲ以テ曲尺一分^{即チ三千}_{分ノ一}トシ、字図ハ一間ヲ以テ
曲尺一分^{即チ六百}_{分ノ一}トス
- 第六項 地図ノ用紙ハ美濃紙ヲ用ヒ裏打ヲ為スモノトス
- 第七項 字図ハ美濃紙ヲ用フト雖トモ大ナルモノハ二枚以上ヲ継合せ、
又小ナルモノハ一枚中ニ二字以上ヲ画クモ妨ナシ
但シ僅ニ紙幅ニ余レルモノハ紙片ヲ張足シ折返置クモノト
ス

- 第八項 町村図ハ一部字図ハ正副各一部ヲ府県庁及戸長役場ニ備置クモノトス
- 第九項 地図調製後土地ノ異動ニ係ルモノハ府県庁及戸長役場ニ於テ其願届書ニ就キ第八項ノ副図ニ其時々貼紙ヲ以テ修正スルモノトス
但畦畔ヲ設クルモノ、如キハ副図ニ其線点ヲ画シ廢スルモノハ其虚線ヲ画スヘシ
- 第十項 地図調製後道路河川ノ位置変更スルカ又ハ鉄道ノ敷設等其他ノ事故ニ由リ町村ノ大体ニ変易ヲ来シ其儘差置キ難キモノハ再製スルモノトス
- 第十一項 地図ハ年々異動地ヲ修正セシ副図ニ就キ正図及副図共十ヶ年毎ニ更ニ調製シ年月ヲ記載シ図者之ニ記名捺印スルモノトス
但本図明瞭ニシテ其儘使用シ得ラルヘキモノハ新調スルノ限ニアラス
- 第十二項 棚田ノ如キ一筆内細小ノ区画アリテ々畦畔ヲ記入シ難キモノハ枚数ヲ掲記シ別紙ニ記載添付スルモ妨ケナシ
町村製図略法
- 第一項 図ヲ製スルニハ第一図ニ示ス見透器ヲ用ヒテ量地スルヲ可トス、此見透器ハ使用簡易ニシテ地形ヲ直チニ製図板上ニ縮写スルヲ得ルモノナリ
- 第二項 見透器ハ左ノ附属品ヲ具備スルヲ要ス
羅針盤 製図板 三脚台
示心器 図上ノ点ヲ地上ノ測点上ニ据ユルノ機械ナリ 垂球
- 第三項 字図ハ六百分ノ一即チ一間ハ曲尺ノ一分、一尺ハ曲尺ノ一厘六毛六糸余ニ相当スルヲ以テ、実地ノ模様ニヨリテハ前項ニ示ス示心器ヲ用ヒサルモ大差ヲ生スルノ憂ヒナシ、故ニ従前ノ板分見法ヲ用ユルモ亦妨ケナシ

第四項 製図ニ着手セント欲スルトキハ先ツ左ノ諸品ヲ用ヒテ量地ス

可シ

見透器附属品共

間 繩 芋縄竹縄或ハ株柁縄ノ類ニテ成ルヘク伸縮セサル品ヲ用フ

測 標 即チ梵天ニシテ竹竿ノ真直ナルモンヲ用ヒ標旗ヲ付ス
ヘシ尤モ紅白又ハ黒白ノ塗分ノ竿ヲ用フルヲ善トス

製図紙 美濃紙ヲ用フヘシ但シ板上薄糊付又ハ紙留或
ハ輪ゴム等ヲ以テ風胡散セサル様注意スヘシ

両脚規 原名コ
ムパス

三角規

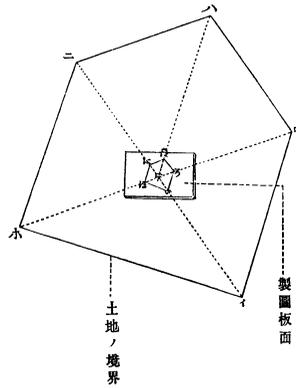
鉛筆

第五項 宅地田畑等地面平坦ニシテ樹林家屋等ノ見透シテ妨ルモノナ

キ一筆ノ土地ヲ板上ニ縮写スルニハ、第一図ノ如ク其土地ノ中央ト視認メタル位置ニ製図板ヲ据ヘ（製図板ニ製図紙ヲ糊着シ羅針盤ヲ其上ニ付着シ）、見透器ニ附着セル水準器ニ拠リテ能ク水平ナラシメ、製図板ヲ回轉シテ羅針ノ方位ヲ正シ、此羅針盤ヲ定規トシ製図紙端ニ南北線ヲ画シ、製図板ニ示心器ヲ咬セ測点ノ中心ヲ定ム即チ基点ナリ、後此点ニ見透器ノ零点ヲ宛テ置キ、以テ（イ）ノ測標ヲ見透シテ其距離ヲ丈量シ得タル処ノ間數ヲ虚線ニテ画シ、其線端ニ（い）ノ符号ヲ印シ、且ツ其傍ニ間數ヲ記載スヘシ次ニ又見透器ヲ轉シ（ロ）ノ測標ヘ向ケ基点（中）ヨリ（ロ）ノ測標ヲ見透シ其距離ヲ量リ虚線ヲ画シ、其線端ニ（ろ）ノ符号ヲ印シ間數ヲ傍記シ、且（イロ）則チ紙上ノ（いろ）ノ間ニ実線ヲ画スヘシ

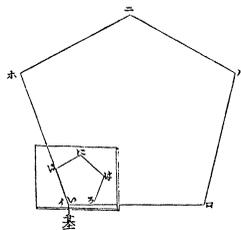
而シテ順次前ノ如ク（ロハ）（ハニ）（ニホ）（ホイ）等ニ実線ヲ画スレハ自カラ其土地ノ実形ヲ板上ニ顯ハスヲ得ヘシ、故ニ（イ）ヨリ（ロ）、（ロ）ヨリ（ハ）、（イ）ヨリ（ハ）等ノ距離ヲ知ラント欲セハ、先ツ曲尺ヲ以テ（い）ヨリ（ろ）、（ろ）ヨリ（は）、（い）ヨリ（は）等ノ距離ヲ測リ以テ其間數ヲ得ルナリ

第一図

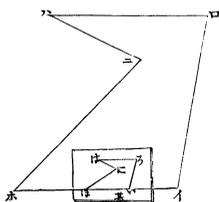


第六項 測地ノ模様ニヨリ中央基点ト為サ、ルトキハ第二図ノ如ク測地ノ一端仮令ハ(イ)ニ基点ヲ定ムルヲ便トス、其施業方ハ総テ前項ノ法ニ拠リ(イロ)(イハ)等ノ距離ヲ丈量シテ(いろ)(いは)ノ如ク紙上ニ縮写スヘシ、若シ又第三図ノ如キ地形ニシテ基点(イ)ヨリ(ハ)ノ測標ヲ遮断スルモノアリテ見透スコト能ハサルトキハ(イロ)、(イニ)、(イホ)ハ前項ノ法ニヨリ先ツ之ヲ縮写シ、其他(ロハ)及ヒ(ハニ)ノ距離ヲ丈量シテ得タル間数ヲ兩脚規ヲ以テ紙上ノ(ろ)及ヒ(に)ノ点ヲ円心トシテ弧線ヲ画スルトキハ、其切合ハ則チ求ムル所ノ(は)ノ点ヲ顯スヘシ、或ハ又(ロ)ノ点ニ測量器ヲ移シテ(ロ)ヨリ(ハ)ヲ見透シ其ノ距離ヲ丈量シテ(は)点ヲ求ムルモ亦可ナリ

第二図

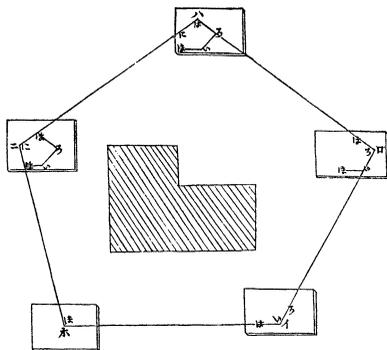


第三図



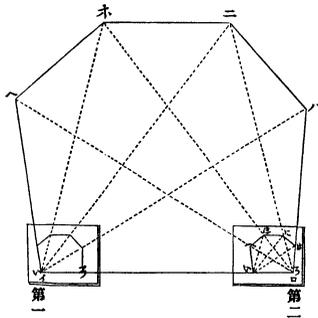
第七項 数筆ニ連接シテ製図セントスルトキハ、或ハ第四図ノ如キ測内地ニ家屋又ハ森林丘阜其他ノ障碍物アリテ各測点ヲ見透シ能ハサルトキハ、先ツ(イ)ヲ基点トナシ前法ノ如ク(イホ)(イロ)ヲ見透シ其距離ヲ丈量シテ(いほ)(いろ)ノ実線ヲ引キ、夫ヨリ製図板ヲ(ロ)ノ処ニ移シ、先ツ見透器ヲ(いろ)ノ線ニ正当セシメ(イ)ヲ見返シ以テ板ノ位置ヲ定メ、而シテ後(ハ)ヲ見透シ且其距離ヲ丈量シテ紙上ニ(ろは)ノ実線ヲ引クヘシ、又測量器ヲ(ハ)ニ移シ見返スコト等総テ(ロ)点ニ於ケルカ如ク等シキ順序ヲ以テ施業スヘシ、最後ニ至テ(ニホ)ノ点接合スレハ全ク地形ヲ製図紙ニ写シテ誤謬ナキモノト認ムヘシ、但シ終リニ至テ接合セサルコト間々之アルモノ故ニ若シ他点ノ見ユルアラハ見透シ置キ誤謬ヲ正スノ用ニ供ス可シ

第四図



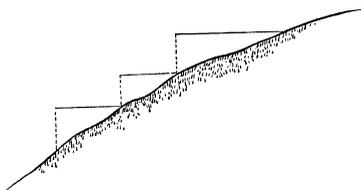
第八項 池沼等一目シテ四至境界ヲ見透スヲ得ルト雖モ自由ニ丈量ヲナシ難キ場合ニ於テハ、第五図ニ示ス如ク池沼ノ辺ナル(イ)及ヒ(ロ)ノ二点ニ於テ施業スヘシ、其法方ハ総テ前項ニ掲クルカ如クニシテ第一ニ(イ)ニ於テ(ロハニ)等ナル各測点ヲ見透シ各其方向ニ虚線ヲ画シ、(イ)(ロ)間ノ距離ヲ丈量シテ其得タル間数ニ依テ紙上ニ(ろ)ノ点ヲ定メ測量器ヲ(ロ)ニ移ス可シ、第二ニ(ロ)ニ於テ前ノ如ク各測点ヲ見透ストキハ(はに)等ニ於テ虚線ノ交叉スル処ノモノハ即チ(ハニ)等ノ各測点トス、故ニ(はに)等ニ実線ヲ画シ連続スルトキハ則チ現地地形ヲ得ルナリ、故ニ若シ周囲其他ノ間数ヲ求メント欲セハ前法ノ如ク曲尺ニテ量ルトキハ周囲ノ間数ヲ得ヘシ

第五図



第九項 距離ヲ丈量スルハ勉メテ水平ニ繩ヲ引ク可シ然ラサレハ自然差ヲ生スルモノナリ、且第六図ノ如キ斜面地ニ於テハ其繩ノ一端ヨリ垂球ヲ地上ニ垂レテ順次丈量スヘシ、然ルトキハ真ノ水平距離ヲ量リ得ルナリ

第六図

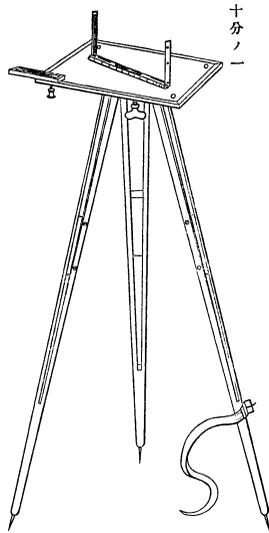


第十項 市街若クハ連檐ノ町村図ヲ製スルニハ三千分ノ一ニ縮ムルノ式ナルニヨリ、最初地形ヲ縮写スルニ際シ曲尺ノ一分ヲ以テ現地ノ五間ノ割合トナセハ三千分ノ一ナル図ヲ得ヘシ、然レトモ道路溝渠等ノ屈曲多キ場所ヲ精密ニ図セントスルニハ一ハ一ノ間ヲ曲尺ノ二厘トナス故其割合小ニシテ其實ヲ失フノ恐レアレハ、寧ロ六百分ノ一ニ之ヲ製シ而シテ五分ノ一ニ縮図スル方却テ誤リ詳ナカルヘシ、但シ縮図法ハ基盤目ノ罫紙ヲ製シテ曲尺又ハ比例兩脚規ニ抛リ縮写スルカ或ハ縮図機械ヲ用ユルモ便宜タルヘシ、然トモ不善良ナル機械ハ却テ誤謬ヲ生スコレ纔カニ曲尺ノ二厘ハ一ハ一ノ間ニ当ルヲ以テナリ

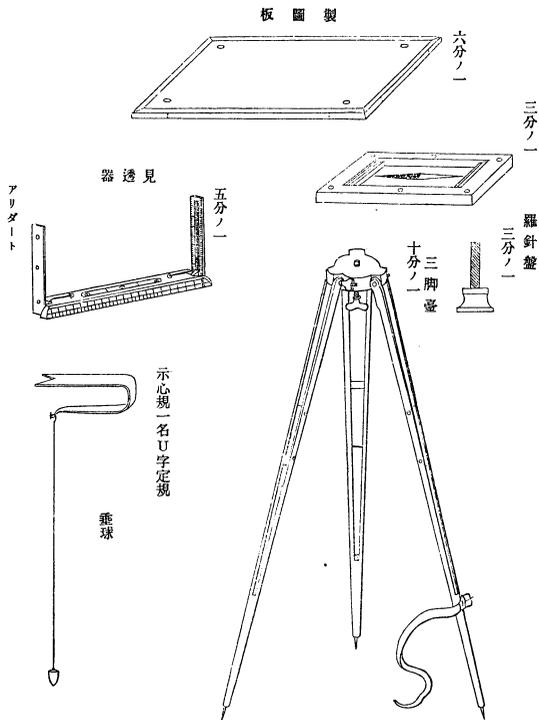
第十一項 畦畔ヲ測ルトキ其幅等シキトキハ製図上ニ於テ順次平行シテ適宜ニ線ヲ画シテ畦畔ヲ図スヘシ、其等シカラサルモノハ個所毎ニ丈量シテ其広狭ヲ示スヘシ

第十二項 羅針盤ヲ使用スルトキハ鉄器ヲ避クヘシ⁽¹⁶⁾

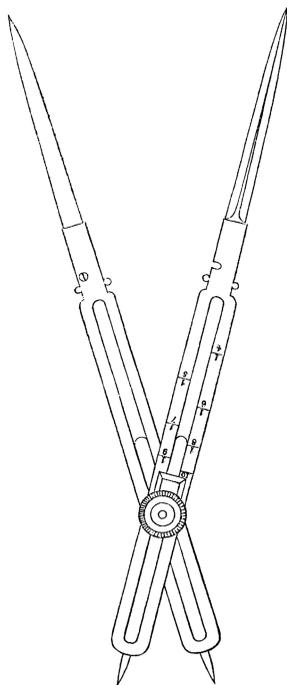
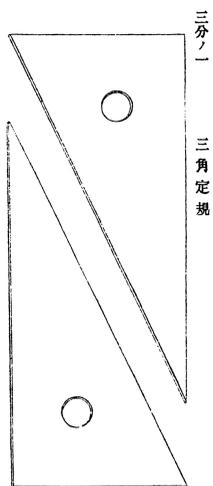
第七図ノ一



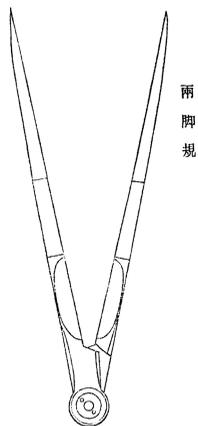
第七図ノ二



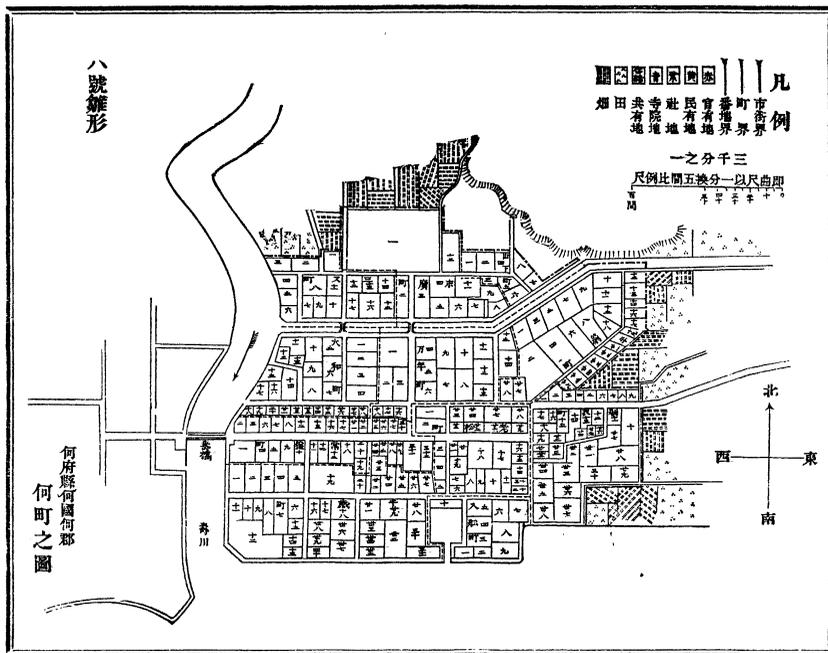
第七図ノ三



比例兩脚規



(八) 号雑型



〔注〕

(14) 出典は上記注(13)に同じ。

「絵図面調問答書」は年月日不詳文書であるが、前後の文書、文脈などから6月中旬と判断した。なお問番号は筆者が付した。

(15) この文書は訓令案のため日付が記されていないが、明治24年9月12日「地図訂正手続」附言（「自明治十九年至明治二十六年 諸規則 収税部稅務課地租」昭54仙台1151）に「地図訂正方ハ大体ノ取扱方明治二十年七月十三日本県訓令甲二百五十号ニ準抛スルモノトス」とあることから、7月13日発令と判明した。

(16) 前掲注(8)に同じ。

4 更正地図の完成

大蔵省が編製した町村地図調製及更正手続は、前文と町村地図調製及更正手続、町村製図略法からなる。

前文では、地租改正地引地図の不正確なことおよび地租改正後の土地異動に併せた地図改正を行なわなかったことから地図の用をなさないものが数多くあるため更正地図を作成する場合の基準を提示するとし、「今後地図ヲ更正スルモノハ別冊準例ニ憑拠スルモノトス」と、厳命している。

町村地図調製及更正手続は、地図は町村図と字図の二種類を調製し、町村図は三千分の一、字図は六百分の一の縮尺とする。地図に用いる用紙は美濃紙で裏打ちを要し、字図は美濃紙二枚に収めてもかまわないし、小さい字の場合は一枚に二字書入れてもよい。地図の備え置きについては、府県庁と戸長役場に町村図一部と字図正副一部宛とする。地図調製後の更正は副図に張紙をもって行ない、十年後に正副図の再調製を行なうがその際には作図者の記名捺印を要することなどの説明からなる。

町村製図略法は、「宅地田畑地面平坦で樹林家屋などの妨げがない土地」「中央に基点が設けられない土地」「数筆を連続して製図する土地」「池や沼など自由に測量し難い場所」「傾斜地の測量」「市街地などどこまでも続く地形の縮図法」六例を掲げ、それらについて測量と製図法を図示するとともに、測量器具や製図用具などの備えや使い方などにまで詳細な解説を付す内容となっている。

地押調査進展時のわずか一ヶ月の間に、福島県と大蔵省と二つの地図調製要領が示された町村では、当然更正地図調製上の二者択一的な疑問が生じ、郡役所から県庁への照会が相次いだ。

つぎに代表的な照会事項二件を回答とともに示そう。

(ク) 絵図面訂正之義照会 二十年
八月十二日 田村郡長

収往第七二四号

訓令甲第二百五十号ノ別冊図面調製式御回 (ママ) 致 答相成候上ハ総テ該式ニ拠リ調製可致ハ勿論ノ処、郡下各村地押事件ニ付目下図面調製中ニ

有之、其製図法タル多クハ板分間法ニシテ大体上敢テ訓令ノ準例ニ齟齬セサル義ニハ有之モ、僅ニ縮尺法ト畦畔線ヲ図スルト否トハ從來一定ノ式ナキニ拠リ村々ノ便宜ニ任セ置候処、今般御発令ニ就テハ字図六百分ノ一ニ称ザレハ更ニ又新調セサルヲ得サルモノ、如クニ相見ヘ候、然ルヲ該地押事件タルヤ縷々御督励ノ次第モ有之、随テ村々ヘ督励ヲ加ヘ其村々ニ依リテハ既ニ整頓シタル向モ有之、然ルヲ又再ヒ製図着手致候テハ其費用モ不容易ノミナラス、率先事ニ従フノ村々ハ却テ不幸ニ陥リ事実愍然ノ次第ニシテ、取扱上ノ都合モ有之候ニ付右別冊到達以前ニ着手シタル村ニシテ単ニ縮尺法ノ称ハサルト畦畔線ナキモ実地ト齟齬セサル以上ハ其儘御檢了相成間敷哉、夫々督促ノ末再調セシムル如キ特リ本件ノミナラス后来諸般ニ影響スル不尠義ニ有之、尚左ノ項目及御照会候条、右兩件至急御回答ヲ煩シ度候也

(別冊疑義)

第一 別冊第四項中其符合及書式ニ從ヒト有之上ハ山野ノ分モ総テ色分ヲナス現地ノ種目 (草山柴山
等ノ類) 地位等級并地番号ノミヲ記入シ可然哉

第二 一筆ノ内ノ田畑ノ枚数即チ畦畔線ヲ画スル見取法ヲ以テ記入スルモ差支無之哉

賦第八七八号

去ル十二日付収往第七二四号ヲ以テ絵図面調製方ノ義ニ付御照会之趣了承、右ハ甲第二百五十号訓令以前ニ在テ既ニ調製済ノモノハ其儘ニテモ差支有之間敷、然シテ疑義ノ廉第一二者御見解之通ニテ可然候条此段及御回答候也

(ケ) 地図新調方之義照会 二十年
八月二十日 岩瀬郡衙

往第一二六号

今般訓令甲第二百五十号ヲ以テ地図更正手續御示相成候処、右ハ地押取調上ニ直接関係ヲ有スト雖トモ、民費省略ヲ主トシ且地押調査上間接ニ関係アルモノニ付、該調ト右更正手續ト相密着シテ聊カ疑團ヲ生シ別紙

ノ項目及御問合候条、至急御回答相成度此段及御照会候也

(別紙)

- 第一項 土地地押発見ニ関シ実地ト地図相違ノ分ハ其ヶ所ノ更正ヲ請フヘキ旨趣ニシテ最早手續ノ全部或ハ九分ノ運掛ニ至リタルモノニ有之、又本年訓令甲第二百五十号ノ準例ハ地押ニ直接關係ヲ有スルモノニ無之ト思惟候ニ付、右ハ敢テ本令ニヨラサルモ差支無之哉
- 第二項 若シ前項訓令ノ旨趣ニヨリ更正ヲ要スルトキハ、字限図ノ字境及町村図ノ彩色等本令ニ齟齬セサルモノナシト雖トモ、改正ノ当時其調製方法ニ違ハサルモノハ敢テ更正セサルモ差支ナキヤ
- 第三項 地目ノ異動重複地落地等其発見ノ当時図面ヲ以テ之ヲ明ニシ出願許可ヲ得、已ニ地押着手ノ際村扣図ヘ符箋更正シ置キタルモノニシテ其他実地ト相違セサル図面ハ更正ヲ要セス其儘差置差支ナキヤ
- 第四項 地押発見ニ関シ地図ノ新調ヲ要スルモノハ曾テ照会ニ対シ御回答相成タル通畦畔線ハ黄引ニ記入セシメ可然哉
- 第五項 製図イ号雛形一村全図ノ更正ハ道路溝渠堤塘等ニ差異無之、且字毎境界等実地ト相違セル分ハ敢テ更正セサルモ差支ナキ哉
- 第六項 製図ロ号雛形ノ溝渠ヲ除クノ外彩色等無之且種目ハ田畑畦畔等級番号ノミ記入ニ有之候得共、字限図ハ耕宅地ノミニ非ス道路堤塘其他山林原野等種々ノ種目アリ、是等ノ種目ハ適宜記入シ然ルヘキ哉
- 第七項 今回地押ニ付製図ノ用紙ハ明治九年ニ製図セシ紙質則チ西ノ内ヲ相用候様予テ示置候処、今般町村地図更正手續第六項ニヨレハ美濃紙ニシテ裏打ヲ為スモノト有之候得共、最早更正ヲ要スル図面ノ調製ノ稍整頓ノ期ニ際シ候村々モ有之ニ付、其調製シタル紙ヘ裏打シ敢テ差支有之間敷ヤ
- 第八項 製図ロ号雛形畦畔線ハ新設ノ際地図更正手續第九項但書ニ依リ記入スヘキ例ヲ示シタルモノニシテ、常ニ一番号中ニアル畦畔線ヲ画シタル例ニ有之間敷ヤ
- 第九項 一番号中ノモノ及甲乙番ノ境界ニ狭間スル畦畔ニシテ測量上

廣大ニ其方積ヲ得ルモノハ、一番号中ニアルモノハ黄引ニ之ヲ太クシ、
番界ノモノハ墨引ニ之ヲ太ク實地ト恰当セル景状ヲ画セシメ可然哉

第十項 地押発見ニ係ル僅々一歩位ノ官地脱落地ニシテ細小ノ区画内
ニ番号等記入シ得サルモノハ附箋ヲ以テ紙へ番号ヲ記載シ可然哉

第十一項 製図ハ号雛形ハ市街地ノ名称アル所ニ対シ更正ヲ要スル雛形
ニシテ、本郡須賀川ノ如キ實地市街ノ景状ヲ為スモ其地目ノ市街ニア
ラサルモノヘハ本例適用ノ限りニ非ルヤ

第十二項 地図ハ土地ノ異動アル毎ニ貴庁及戸長役場ニ於テ修正スル
モノナレハ敢テ事實ノ不明瞭ハアラサルヘシ、故ニ地図更正手續第十
一項但書ノ本図明瞭トアルハ図上体面ノ明不明ニ関シ、不明ナルトキ
ハ十ヶ年毎ニ新調ヲ要スル義ニ有之哉

賦第九三五号

去ル二十日付往第一二六号ヲ以テ地図調製方等ノ義ニ付御照会之趣ヲ
承致候即チ左ニ

第一項 地押調ニ必シモ関係ヲ有セサルモノニアラス、新製及更正
スルモノハ総テ該準例ニヨルヘキ義ニ有之、然レ共全部或ハ九分
通調製済ノモノニシテ自今ノ分ヲ該準例ニ拠ルモノトセハ却テ
区々ニ涉リ不都合ニ付、右等ハ従前ノ手續ニ拠リ御取扱可然

第二項 第三項第五項第六項第七項第九項第十一項第十二項御見解
之通

第四項 既ニ調製着手ノモノハ御見解ノ通りト雖トモ、
自今着手スヘキモノハ甲第二百五十号訓令ニ拠ルヘキ義ト御了承
相成度

第八項 雛形畦畔線ノ如キハ先ニ新調ノ際式ノ如ク記
入シ、自後異動ニ係ルモノハ正図ハ其儘据置副図ノミ第九項例書
ニヨルベキ義ニ有之

第十項 符合ヲ付ケ余白ニ明記シタシ

右及御回答候也⁽¹⁷⁾

これらは、新しく地図を調製する場合は町村地図調製及更正手続が最優先の準拠となることを明示するとともに、調製済みの地図は勿論、未済でも完成間近にある地図や内容的に不都合のない地図は、県独自の調製要領に基づく地図でも構わないことも同時に明らかにしている、と整理されよう。

ここに福島県内には県独自の調製要領に準拠する更正地図と大蔵省の調製要領に準拠する更正地図の、二種類の地図が存在することになった。この二種類の更正地図の地域的偏在について、地押調査完了後明治22年1月につきのように県庁焼失地引地図の復旧事情とともに概略が明らかにされている。

庁備ノ各町村改租絵図ハ、去ル明治十四年旧県庁土蔵焼失之際烏有ニ属シ又ハ錯乱シタルヲ以テ其際調製スヘキノ処、経費等ノ都合ニ拠リ今尚其俣ニ相成居、将タ戸長役場備及民部所有ノ分ニ於ケルモ改租后ノ異動ヲ訂正セス依然タルヲ以テ実地ト齟齬ノ廉々不尠、加之旧若松磐前宮城三県ノ改租ニ係リシモノハ十中ノ八、九ハ見取図ニシテ、就中磐前宮城ノ分ハ過半座上调製位置転倒ニテ実地ヲ証スルノ用ヲ為サハルカ故、之レ等ハ今回地押ニ際シ更ニ図面調製シ、該図添付其旨出願セシニ依リ、之レヲ庁備トナシ、其他幾分ノ訂正ニ止ルモノニシテ、旧図県庁ニ存在ノ分ハ之レヲ訂正シ、其存在セサルモノハ戸長役場ノ分ヲ借入之レヲ謄写シ、将来保存スルノ見込ヲ以テ目下専ラ調製中ナリ、尤モ自今異動ニ係ルモノハ二十年六月二十日付第三八九〇号ヲ以テ御省ヨリ御送付相成タル図面編綴式ニ拠リ整理スルノ目的ナリ

但本文新製ノ分ハ二十年六月二十日付御省訓令図面式ニ拠ルヘキ義ナレトモ、各町村何レモ其以前ヨリ着手過半調製シ、且未済ノ分ト雖トモ実地ハ大概取調済ノ場合ニアリキ、然ルヲ該訓令ニ拠ラシメントスルトキハ、己製ノ費用非常ノ多額ニシテ困難ヲ呈スルノ折柄ニモ有之、殊ニ図面ハ分間取又ハ見取等区々ナリト雖トモ、実地ニ符合シ且略該式ニ相準シ取扱上敢テ差支ノ点ヲ見サルニ拠リ、先ツ以テ其俣許可シタル所以ナリ⁽¹⁸⁾

ここではすでに指摘した旧磐前県域と旧宮城県域の更正地図新製の事実を明らかにするとともに、町村地図調製及更正手続の発令が地押調査最盛期後になされたため経費節減の観点から福島県独自の地図調製要領による地

図の存在を認め、それによる調製済更正地図が各町村とも過半数を超えたことも同時に明らかにしている。

〔注〕

(17) 前掲注(4)に同じ。

(18) 前掲注(8)に同じ。

むすび

明治22年3月22日政府は、地券を廃止して地租は土地台帳に登録した地価により同台帳記名者から徴収する旨を公布した。さらに同日付で「土地台帳規則」も定め、土地台帳は「地租ニ関スル事項ヲ登録ス」（同規則第1条）とし、さらに「市ノ土地台帳ハ府県庁ニ於テ町村ノ土地台帳ハ島庁郡役所ニ於テ之ヲ設ケ其事務ヲ取扱フヘシ」（同規則第2条）、「市制ノ施行ニ至ラサル土地ニ於テハ区ニ属スル土地台帳ハ区役所ニ於テ其取扱ヲ為スヘシ」（同規則第7条）として、土地台帳の備え置き役所を定めた。更正地図は土地台帳に附属する地図として土地台帳とともに、町村分は郡役所に、市の分は府県庁に、市制未施行の区に分は区役所に備え置くこととなった。

大蔵省は明治22年3月26日訓令第十一号により「土地台帳ハ従前ノ地券台帳ヲ整理修補シ之ニ充ツヘシ⁽¹⁹⁾」とし、土地台帳は従前の郡役所備え置きの地券台帳を整理修補して取扱方針を明らかにすると同時に⁽²⁰⁾、さらに「府県庁備置ノ町村地図ハ自今島庁郡役所ニ管理セシムヘシ⁽²¹⁾」とし、郡役所の土地台帳附属地図は府県庁備え置きの地図を充てることにしたのである。

福島県では同年4月6日に「当庁備置ノ町村地図ハ自今郡役所ニ於テ管理スベシ」と訓令し、県庁土蔵焼失後に収集編製した更正地図を郡役所に移管替えし、土地台帳附属地図に充てることにしたのである。

明治22年3月の福島県地押調査検了報告によれば、脱落地検査確定総筆数28万1035筆、官地侵墾検査確定総筆数5万1575筆、増加反別数1万172町6反9畝8歩5合8勺、増加地価額34万6736円12銭1厘、地租増加額3万4360円27銭5厘となり、地租の増額理由は「近年蚕業ノ盛ナル為メ無願開墾シ或ハ改租丈量ノ誤謬及ヒ脱落地等多キニ抛ル」としている⁽²²⁾。

福島県では明治21年8月に地押調査事業を全管検了させたが、翌9月、各郡役所に対し郡内の町村役場ごとに更正地図の「地図訂正ヶ所数」「適宜図調製町村数」「準例図調製町村数」「地図新製費」などの報告を求めた⁽²³⁾。このうち「準例図」が、町村地図調製及更正手続に準拠する更正地図を指す

ことはいうまでもない。一方、「適宜図」は、町村地図調製及更正手続発令以前に県当局の「適宜」な指示に基づいて調製された地図と解釈できるから、福島県の地図調製要領「絵図面調理問答書」に依拠する地図を指すといえる。

この更正地図に関する報告を郡役所ごとにまとめ整理した（後掲「福島県郡別更正地図調製町村数・費用調」参照）。

明治21年9月段階で福島県下の町村数1283、適宜図調製町村856と準例図調製町村374の合計1230、両者の差し引き数53となり、これが非調製地図つまり地租改正地引地図をそのまま更正地図に充用した町村数といえる。これらは、適宜図66.7パーセント、準例図29.2パーセント、充用図4.1パーセント、のポイント数となった。

また旧磐前県・旧宮城県域に属する東白川・西白河・石川・田村・菊多・磐前・岩城・楢葉・標葉・行方宇多の各郡では、地図訂正ヶ所が皆無あるいは僅少であることから判断できるように、郡下の大部分の町村が地図を新製したことも歴然である。

すでに指摘したように、適宜図が多く準例図が少ない理由は、準例図の本拠となる大蔵省の町村地図調製及更正手続が地押調査の最盛期を過ぎて発令されたからであり、旧磐前県・旧宮城県域に新製地図の多い理由は、地押調査の本拠となる地租改正地引地図が不正確であったからである。

〔注〕

- (19) 当該個所の土地台帳に関する法令は『法令全書』による。
- (20) 「土地台帳調製方ノ景況」（出典は注(8)に同じ）によると、明治22年1月現在で「土地台帳ハ地図発見ニ係ル申告誤謬土地所分済ノ上編製ニ着手スヘキ順序ナルモ、便宜ノ為メ異動ヲ生スヘキモノハ余白ヲ置キ、異動ナシト見認ムルモノハ夫々記載、仮リニ調製致シ置クヘキ旨兼テ示シ置タル処、地押事業完結セシヲ以テ過日來監督トシテ主務委員ヲ各郡ニ派遣シ實際状況ヲ調査セシニ、既ニ着手シテ仮台帳ヲ調製セシモノ不尠ト雖モ、誤謬土地ノ筆数当初見込ヨリ夥多増加シ訂正ノ廉多キカ為メ頗ル錯雑セシヲ以テ、十中ノ七、八ハ更ニ本台帳調製スヘキコトトシ、目下何レモ孜々勉強中ナルニ因リ、本月三十一日限り全管該台帳成頓スヘキ見込ナリ」とあり、同年1月末日には全管調製済になったとみられる。
- (21) 「土地台帳及地図ノ件」（「自明治十六年至同二十六年 官省伺上申官省往復決

議録書抜萃 収税部税務課地租」(昭54仙台1164)。

(22) 「誤謬土地檢了ニ関スル件」(出典は注(8)に同じ)。

(23) 明治二十一年九月二十七日「地区新製及ヒ訂正費調ノ件」(注6に同じ)。同簿書には10月から12月にかけての報告書が編綴されており、これを整理した。